

藤田医科大学研究データ管理・公開ポリシー

令和8年1月27日
研究推進本部会議 承認

(目的)

藤田医科大学（以下「本学」という。）は、建学の理念「独創一理」に基づき、研究活動の過程で生み出された研究データを適切に管理・公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与、また社会や地域への還元を促進し、研究データの価値を高めることを目的として、研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

(研究データの定義)

本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動を通じて研究者が収集・生成したデータをいい、デジタル/非デジタルを問わないものとする。

(研究者の定義)

本ポリシーが対象とする研究者は、本学において研究活動に携わる全ての教職員、学生等とする。

(原則)

本学は、原則として、研究データを収集・生成した研究者が、研究データ管理、公開を行う権限と責務を有していることを認める。研究データの最終的な管理責任は、本学が負う。

(研究者の責務)

研究者は、自らが収集・生成した研究データの価値を守るために、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、関係諸法令及び本学諸規則等、倫理規範等に従って適切に管理し、可能な範囲でそれを公開し利活用に供する。

(大学の責務)

本学は、学術データの保存・管理、公開及び利活用を支援する環境を整えるものとする。

（契約への劣後） 第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合、当該契約が優先されるものとする。

(免責)

本学は、利用者が研究データを用いて行う行為に伴って生じる一切の不利益等に対して、いかなる責任も負わないものとする。

(その他)

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。